

入 札 公 告

下記のとおり建設工事に係る条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により公告する。

令 和 8 年 10 月 5 日

宮崎県児湯農林振興局長 黒木 正理

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 工 事 名 令和 7年度災害関連緊急治山事業 尾春
- (2) 工 事 場 所 児湯郡西米良村大字竹原字尾春
- (3) 工 期 本契約成立の日から令和9年3月25日まで
- (4) 工 事 概 要 土留工(かご枠) N=2個 水路工 L=3.0m
緑化工
人工張芝 A=721.6m²
仮設工
モノレール N=1式
- (5) 予 定 価 格 落札者決定後公表
(予定価格に110分の100を乗じて得た価格) (落札者決定後公表)
- (6) 適 用 制 度 最低制限価格制度

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本工事に係る入札に参加する者に必要な資格は、県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱(平成20年宮崎県告示第369号)に基づく令和8・9年度の下記の建設工事の種類における等級区分に係る入札参加資格の認定を受けている者で、開札日当日において次の要件を満たしていること。

建設工事の種類	土木一式工事	等級区分	特A級・A級
事業所の所在地に関する事項	高鍋土木事務所又は西都土木事務所管内に建設業法第3条第1項に規定する主たる営業所(本店)を有していること。		
施工実績に関する事項	次の事項をすべて満たす工事を元請として施工した実績(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20パーセント以上の場合のものに限る。)があること。 ア 平成23年度以降に完成した国、都道府県、市町村発注工事であること。 イ 土木一式工事であること。 ウ 治山工事であること。 なお、経常建設共同企業体(以下「経常JV」という。)にあっては、構成員のうち1社が上記の施工実績を有していれば足りる。		
会社の工事成績に関する事項	宮崎県が発注する建設工事の施工実績がある者(経常JVは各構成員を含む。)にあっては、当該年度及び前年度のすべての工事成績が60点以上であること。		
配置技術者に関する事項	1 次の事項をすべて満たす技術者を主任技術者又は監理技術者(注1)として専任で配置することができること。ただし、次のいずれかに該当する場合は専任を要しない。 - 主任技術者又は監理技術者が発注者の同意を得て別工事と兼務する場合(注2) - 請負代金の額が4,500万円未満となる場合 ア 次のいずれかに該当する者であること。 - 一級土木施工管理技士の資格を有する者 - 二級土木施工管理技士(土木)の資格を有する者 - 土木工事業に関して建設業法第7条第2号イ、ロ、ハのいずれかに該当する者 イ 監理技術者にあっては、土木工事業に係る監理技術者資格者証を有する者であること。 ウ 入札執行日の前日時点において、3か月以上の直接的な雇用関係を有する者であること。 2 経常JVで申請する場合にあっては、上記技術者のほか、上記技術者を配置する構成員以外の構成員が次の事項をすべて満たす技術者を主任技術者として専任で配置することができること。ただし、密接な関係のある同一又は近接した場所において主任技術者を兼務する場合又は請負代金の額が4,500万円未満となる場合は、専任を要しない。 ア 次のいずれかに該当する者であること。 - 一級土木施工管理技士の資格を有する者 - 二級土木施工管理技士(土木)の資格を有する者 - 土木工事業に関して建設業法第7条第2号イ、ロ、ハのいずれかに該当する者 イ 入札執行日の前日時点において、3か月以上の直接的な雇用関係を有する者であること。		
設計業務受託等の関連に関する事項	1 次に掲げる本工事に係る設計業務等の受託者でないこと。 受託者の商号又は名称 一般社団法人 宮崎県治山林道協会 受託者の本店の所在地 宮崎市宮田町10番28号 2 ア又はイに該当する者でないこと。 ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者 イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者		
その他の事項	条件付一般競争入札公告共通事項書(建設工事)2に示す事項		

注1 下請契約の請負代金の総額が5,000万円以上となることが予想される場合、あらかじめ監理技術者になり得る資格を有する技術者を配置すること。

注2 監理技術者制度運用マニュアル及び宮崎県公共事業情報サービス(「R6. 12. 25 建設業法第26条第3項第1号の規定の適用を受ける技術者配置の特例(専任特例1号)の取扱いについて」及び「R6. 12. 25改正 建設業法第26条第3項第2号の規定の適用を受ける技術者配置の特例(専任特例2号)の取扱いについて」)をご確認ください。

※ 上記の「競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項」の用語等については、別紙「条件付一般競争入札の「入札公告」における用語等の説明について」をご確認ください。(宮崎県公共事業情報サービス: https://www.e-nyusatsu-portal.pref.miyazaki.lg.jp/main/denshi_nyusatsu/nyusatsu_yougo.html)

※ 入札参加に関する【施工実績に関する事項】については、国、都道府県、市町村いずれかの発注工事の実績を求める。

※ 施工実績に関する事項の項目にある【ウ 治山工事】には、治山工事の他に、えん堤工事(えん堤高さが5m以上の工事)が含まれる。治山工事又は、えん堤工事の詳細は、別紙を参照。

3 契約条項を示す場所及び期間

閲 覧 場 所 : 宮崎県児湯農林振興局(児湯郡高鍋町大字北高鍋3870の1)

閲 覧 期 間 : 令和8年10月5日から 令和8年10月21日まで

(ただし、宮崎県の休日を定める条例(平成元年宮崎県条例第22号)第2条に規定する休日(以下、「県の休日」という。)を除く午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。)

4 入札日程等に関する事項

入札手続等	期間・期日等	場所・留意事項等
設計図書閲覧及び貸出	令和8年10月5日から 令和8年10月21日まで	宮崎県公共事業情報サービス(※1)で閲覧・ダウンロード可 宮崎県児湯農林振興局で閲覧・貸出(※2)
質問の受付	令和8年10月5日から 令和8年10月16日 17:00まで ※設計図書等に疑問点や不明な点がある場合は、必ず、発注機関へ質問してください。	宮崎県児湯農林振興局へ宮崎県電子申請システムで行うこと。 入札書受付開始日の前日の正午までに回答がない場合は、同日の午後3時まで、必ず、電話にて確認をしてください。 (宮崎県児湯農林振興局入札質問受付フォーム) https://ttzk.graffer.jp/pref-miyazaki/smart-apply/apply-procedure-alias/nyusatu-koyu0806
回答の閲覧	令和8年10月5日から 令和8年10月21日まで	宮崎県公共事業情報サービスに掲示
入札書受付期間	令和8年10月20日 7:00から 令和8年10月21日 9:50まで	入札書には工事費内訳書(工事費内訳書取扱要領(平成16年9月24日定め。)に定めるものをいう。以下同じ。)を必ず添付すること。工事費内訳書取扱要領の規定に違反した入札は無効となります。
開札日時	令和8年10月21日 10:15	宮崎県児湯農林振興局(入札室)
入札結果の公表(※3)	令和8年10月28日から 令和10年 3月31日まで	宮崎県公共事業情報サービスに掲示

(※1) 宮崎県公共事業情報サービスアドレス
(<https://www.e-nyusatsu-portal.pref.miyazaki.lg.jp/main/index.html>)

(※2) 発注機関における受付・閲覧・貸出は、県の休日を除く午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。

(※3) 「入札結果の公表」の開始日については、落札候補者の審査が順調に行われた場合の見込みを記載しているので、審査の状況によっては公表の開始が遅れることがある。

5 その他の事項

- 条件付一般競争入札公告共通事項書(建設工事)に示すとおりとする。
- 一定の資本関係又は人的関係を有する複数の者が本入札に参加し、その者が落札候補者となった場合は、当該複数の者のした入札を入札参加資格確認時等において無効とする。(一定の資本関係又は人的関係の詳細については、条件付一般競争入札公告共通事項書(建設工事)2を参照のこと。)
- 落札者は、建設業法(昭和24年法律第100号)第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から契約を締結するまでに、発注機関に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。
- 本工事は労務費ダンピング調査の対象工事である。工事費内訳書に記載した直接工事費が一定水準を下回る場合、工事費内訳書取扱要領に基づいて理由書の提出を求める。提出期限日までに理由書の提出がない場合又は理由書の確認のために発注機関が行う指示に従わない場合は、当該者のした入札を無効とする。
- 本工事は、不調・不落対策における工事成績評定の加点対象工事である。
- 本工事は、総合評価落札方式入札における、受注状況算定の特例措置の対象工事であり、本工事の受注額は、「受注状況」算定の「過去1年間の受注額」には含まれない。

(別紙)

「治山工事」に該当する工事

○治山工事

溪間工（谷止工、床固工、流路工など）、山腹工（土留工、柵工など）、地すべり防止工（排土工など）など

「えん堤工事」に該当する工事

○えん堤高さが5 m以上のえん堤工事

えん堤本体工の部分的な工事、副えん堤、垂直壁、側壁及び水叩きに関する工事も該当するものとする。

ア 砂防管理者以外が発注した工事も対象とする。

イ 災害復旧工事などの砂防事業以外の事業も対象とする。

ウ えん堤高さとは、えん堤の完成型において、本体工の基礎地盤から水通し天端までの高さをいう。